

第 831 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 20 日開催

紫波町農業委員会

第 831 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 831 回紫波町農業委員会総会は、令和 5 年 4 月 20 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 5 年 4 月 20 日（木）午後 1 時 30 分から 午後 2 時 45 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 事務局職員の人事の発令について

報告第 2 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 4 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について
（議事参与）

日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について

日程第 9 議案第 6 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 10 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 11 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員（10 名）

1 番	佐藤 武士 君	3 番	高橋 伸夫 君
5 番	横沢 一則 君	6 番	玉山 泉 君
7 番	佐藤 廣志 君	8 番	工藤 姫子 君
9 番	藤原 和夫 君	10 番	滝浦 新悦 君
11 番	中村 成志 君	12 番	岡市 充司 君

5 欠席委員（1 名）

2 番 菅川 正 君

6 遅刻委員 なし

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 藤根 あけみ 君

事務局次長 工藤 信吾 君

主任 横沢 三重子 君

○事務局長（藤根あけみ君）

ただ今から、第 831 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。
次第に沿って進めさせていただきます。
最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

皆さん、この天気の良い中お集まりいただきましてありがとうございます。色々と忙しくなっていましたけど、4 月になりまして新年度最初の農業委員会総会となります。この時期は体制の変更やら人事の異動があったりと何かと環境の変化がつきものですが、農業委員会も同様で、これまで農業者年金関係を担当していただいた行政事務員の伊藤さんが今回の定期異動により、教育委員会に異動になりました。詳しい人事異動の内容については事務局から報告があります。また、今年の農作業もいよいよ本格化して参りましたが、今年は桜の花が2 週間も早く咲いたかと思うと、今度は一転して急に寒くなったり、黄砂が降ったりと天候の変化が著しく、体調管理が難しい日が続いております。ぜひ、天候に恵まれた穏やかな一年であってほしいと思っています。それでは本日の総会審議よろしくをお願いします。

○事務局長（藤根あけみ君）

ありがとうございました。総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第 9 条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長にお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は、各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2 番、菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

藤根事務局長。

○事務局長（藤根あけみ君）

業務報告をいたします。議案 1 ページをお開きください。
（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第30条の2の規定により、議長において9番 藤原和夫委員、10番 滝浦新悦委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第2条第1項の規定により、専決処分した件数が23件ありますので、同条第2項の規定により報告いたします。

報告第1号 事務局職員の人事の発令について

報告第2号 農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第3号 農地法第3条3の規定による農地の相続等の届出について

報告第4号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案2ページをお開きください。

報告第1号 事務局職員の人事の発令について

（議案書朗読）

報告第2号、農地法第18条の規定による農用地貸借契約の合意解約について、通知が8件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第3号、農地法第3条の3の規定による農地の相続等の届出について、届出が12件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第4号、紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について、通知が1件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案9ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、4月14日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について本会のご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。今回、農地調整小委員会では11件について審議をしています。農地法第3条の許可要件については、お手元に配布されている農地法第3条調査書の要件を審査しております。

付議番号1番は、譲受人の■■■さんが農地の取得を希望しており、離農する■■さんから購入するものであります。■■■さんは農機具一式を所有し自己完結型の農業経営を行っています。

付議番号2番は、譲渡人の■■さんが県外に転出するため、居宅とその周辺の土地を処分するものであります。当該農地は■さんが購入する居宅に隣接しており、宅地と合わせて購入して自家用野菜を作る予定です。

付議番号の3番から5番は、点在している農地を所有者ごとに集約するための権利移動であります。

付議番号3番は、譲渡人が高齢で後継者がいないことから、農地に隣接する所有者に売却をしようとするものです。

付議番号4番と5番の■■■さんと■さんは親戚関係であり、点在する農地を集約して、同じ面積分を交換するものです。

付議番号6番の■■■さん、7番・8番の■■さんは、農地所有適格法人である■■■■■■■■と、営農型太陽光発電の下部農地を耕作するための農地を借り受ける更新の案件です。下部農地では畑わさびを栽培する予定です。

付議番号9番から11番については更新の案件であり、いずれも太陽光発電事業者が、パネル部分にかかる地上権を設定し、空間の権利を確保しようとするものです。

以上につきまして、状況については調査書に記載されています。農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第5 議案第2号農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定について、を議題といたします。本案につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に ■番■■■■委員が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

(■■委員 退席)

○議長(岡市充司君)

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任(横沢三重子君)

議案12ページをご覧ください。議案第2号、農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定についてご説明いたします。

(議案書朗読)

本案件につきましては、4月14日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について本会のご審議よろしく願います。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番(工藤姫子君)

議案第2号農用地利用集積計画(利用権設定)に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は■■■■委員が利用権を設定する新規1件の農用地集積計画の審議です。付議番号1番は■■委員が所有する田を組田の相手方の■■■■さんに依頼するものであります。利用権の設定を受ける■■■■さんは、仕事を退職し、就農することになったため■■委員との組田についても■■さんが耕作することになったものです。

農地調整小委員会では、今回の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見決定については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君） ■■委員の復席を求めます。

（■■委員復席）

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案13ページをご覧ください。議案第3号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、4月14日に開催された農地調整小委員会でご審議いただいております。同意の上は4月25日公告予定です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8番委員。

○8番（工藤姫子君）

議案第3号、農用地利用集積計画（利用権設定）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、新規8件、更新3件の審議です。

付議番号1番は、今まで■■■さんに作業委託で依頼していた農地を正式に利用権設定するものであります。■■■さんは農機具一式を所有しており、耕作管理には問題がないと思われま。

付議番号2番と3番は■■■■さんが借り受けるものであります。2番の■■■■■さんは、今まで3番の■■■■■さんに耕作を依頼していましたが、■■■■■さんの所有する農機具が故障したため、規模縮小することになったことから■■■■■さんに依頼するものであります。■■■さんは農機具一式を所有する認定農業者であり、耕作管理は

○事務局長（藤根あけみ君）

議案 16 ページと調査資料の 20 ページ、21 ページをご覧ください。

議案第 4 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、4 月 14 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の際は 4 月 25 日に公告予定です。以上でございます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 4 号、農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番は、譲受人の■■■さんが農地の取得を希望していたところ、離農する■■■さんとの売買が成立したものです。■■■さんは農機具一式を所有し自己完結型の農業経営を行っています。

付議番号 2 番は、以前から■■■さんが■■■さんに依頼されて耕作をしていたのですが、■■■さんの後継者がいないため、■■■さんが農地の取得をするものです。■■■さんは息子が自宅の隣接地に住んでおり、農作業の補助者として期待できることから今後も安定した経営が見込まれます。

農地調整小委員会では、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件を満たしており、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）に対する意見の決定については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 8 議案第 5 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 17 ページになります。議案第 5 号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、4 月 14 日に開催されました農地調整小委員会でご審議いただいております。決定の上は 4 月 25 日に公告予定です。本会のご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、工藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

8 番委員。

○8 番（工藤姫子君）

議案第 5 号、農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認について、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番から 3 番は、■さんがブドウ栽培のため、借り受ける農地であります。これまで農地所有者と■さんの両者が相対で利用権設定していたものですが、中間管理事業を利用して再設定するものです。■さんは意欲的にブドウ栽培を取り組んでいる新規就農者であり、担い手として期待されております。

付議番号 4 番と 5 番は、■■■■■■■■■■が借り受けるものであります。付議番号 4 番は、今まで■■■■が耕作をしていた農地ですが、今回正式に中間管理事業を利用して利用権設定を行うことにしたものです。付議番号 5 番は、今まで耕作していた方が病気のため耕作できなくなったことから■■■■が借り受けることになったものであります。

当該農地の転貸を受ける■さんと■■■■■■■■■■は、農地中間管理事業の借受け希望者として登録された地域の中心となる優良な農業経営体であり、営農継続性が認められていることから問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（岡市充司君）

工藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 5 号 農用地利用集積計画（一括方式による農地中間管理権設定）の承認については、原案に同意することと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 5 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第9 議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第6号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてご説明します。議案書は20ページをご覧ください。また、別添調査資料は22ページから24ページとなります。併せてご覧ください。申請件数は3件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、4月14日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては、現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

1番委員。

○1番（佐藤武士君）

調査は令和5年4月14日に午前9時より、佐藤推進委員、工藤推進委員、事務局、そして私の4名で現地の調査をしてみましたので報告いたします。

付議番号1番につきましては、朝日ヶ丘団地の東側の場所になります。住宅地に囲まれた中の雑種地の法面のようなところが農地であったということのようです。南の方にはリンゴ畑がありますが、他の農地への影響はないと考えております。

付議番号の2番につきましては、屋敷内にある状況で、宅地として利用している状況でありました。

付議番号3番につきましては、赤沢産直の国道396号線東側に位置しており、宅地の一部のように見える場所でありまして、■■さんの土地が東側にも広がっていますが隣の地番は段差があり丈が低くなっており、この地番の部分は宅地と同じ高さのため区分は宅地として見える状況と判断いたしました。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 10 議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について説明します。議案書は 21 ページをご覧ください。別添調査資料は 25 ページから 27 ページをご覧ください。申請件数は 1 件です。

（議案書朗読）

本件につきましては、4 月 14 日に現地調査を行っております。申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

1 番委員。

○1 番（佐藤武士君）

現地調査の結果を報告します。議案第 6 号と同じメンバーで行いました。

付議番号 1 の現場は、岩手ニツカンの東側に位置しており、現在は休耕田で主に草刈りをして管理されている状況でした。この農地の南側には水田がありますが、この農地と南側にある水田との間は水路で分断されているため、周辺の水田への影響はないと判断いたしました。

以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 7 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 11 議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

工藤事務局次長。

○事務局次長（工藤信吾君）

議案第 8 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明します。議案書は 22 ページから 23 ページをご覧ください。申請件数は 9 件です。また、このうち 1 件は、既に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電事業による更新のための申請が含まれております。

（議案書朗読）

本件につきましては、4 月 14 日に現地調査を行っております。申請に対する本会意見の決定につきましてよろしくご審議をお願いします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

1 番委員。

○1 番（佐藤武士君）

現地調査の結果を報告いたします。議案第 6 号と同じメンバーで行いました。

付議番号 1 番につきましては、片寄の佐藤商会の東側に位置し、■■さんが家を建てるということで、この農地にはハウスが建っておりましたけれども撤去をしている状況でした。

付議番号 2 番につきましては、星山の旧道の住宅地の中にある畑でありまして、この畑に隣接する宅地につきましても古い住宅は撤去されて更地になっておりました。この農地を含めて一体的に宅地にする計画のようです。

付議番号 3 番、4 番につきましては、4 号線の一带は近年ミネルバ開発等が宅地造成している地域でございますけれども、現状は畑と田んぼであり、■■さんの田が挟まれている状況で、これまでこの状況で田んぼを耕作してきたことの方が大変だったのではと思われる場所でした。宅地の中に残された農地であり、農地として利用することが難しい場所と見て参りました。

付議番号 5 番につきましては、■■■■■■■■のライスセンターの乾燥施設のところの隣に住宅があり、従来から乾燥施設から埃が出るという問題が発生しておりましたので、生産組合がフェンスを建設して住宅の方に埃がいかないように対応するものようです。

付議番号 6 番につきましては、一中のグラウンドのすぐ南側に位置し、住宅地の中の畑という状況でした。

付議番号 7 番につきましては、中央公民館の北側に位置し、住宅地の中に残された農地ですが、■■さんの宅地がこの農地のすぐ隣にあり、■■さんが染物の工房を作るという計画のようです。周辺は畑になっていて、地目が田とのところもありますが、田とし耕作するよりは畑として利用している状況のようですので、畑として利用するには問題がないと判断いたしました。

付議番号 8 番につきましては、彦部地区の農地の中にある集落の中の農地であり所有者の息子さんが家を建てる計画のようです。北上川の近くにある農地で、水が浸水することもあるため、高い位置にあるこの農地に建てたいという計画であります。

付議番号 9 番につきましては、皆さんも視察をされてご存じかと思いますが、営農型太陽光発電設備の更新の案件です。下部農地では畑わさびを栽培しておりました。

報告は以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第831回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時45分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第30条第2項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員